

広島県告示第六百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十七年十一月二十六日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

広仁方停車場線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市広長浜五丁目一七三四番一地从先から 呉市広長浜五丁目一七三四番五地先まで	一八・七〇 三九・六〇	一六・五〇 一三・五〇		一三・五〇	拡幅